明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令（文部科学三三）　一
○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三三）　七

〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、厚生労働省・経済産業省・国土交通省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○文部科学省令第三十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項及び第九項、第六条第一項（同条第五項及び同法第十三条において準用する場合を含む。）及び第三項、第十一条第一項第二号、第十七条第三項並びに第十九条第二項第四号の規定に基づき、並びに同法、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十五日

文部科学大臣　盛山　正仁